

山北町内循環バスの新たな車両導入及び移動円滑化基準適用除外について

【協議内容】

山北町内循環バスに導入を予定している車両について、移動円滑化基準第 43 条の規定に基づき、適用除外認定を受けるため協議するもの。

1. 新たな車両導入に至る経緯

昨年秋口、富士急モビリティ㈱から「山北町内循環バスの 2 台の車両は、老朽化が激しく交換部品もない状況で、いつ故障するのかわからない危険な状況である。当社のワゴン車 2 台を町にリースするので導入について検討願いたい。」との申出があった。

町では、富士急モビリティ㈱からのこの申出について、町理事者・財政部局を交えて検討した結果、不測の事態に備えて緊急的にワゴン車 2 台を導入し、既存車両と併用することで延命化を図ることとした。

なお、導入時期については、運行便の見直しを行う本年 4 月を予定している。

2. 移動円滑化基準適用除外について

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法、平成 18 年法律第 91 号）では、原則として、車両の新規導入の際には、低床や車いすを利用した乗車ができることなどの移動等円滑化基準に適合した車両の導入を義務付けている。

しかし、車両の大きさや道路など地形上の問題等により移動等円滑化基準を満たすことが困難である場合には、地域公共交通会議で協議を整え国に申請し認定を受けることで、移動円滑化基準の一部が適用除外となる。

3. 適用除外認定を受ける車両

車種・型式	トヨタハイエース・QDF-GDH223B				
導入車両数	2 台				
所有者	富士急モビリティ㈱ ※リース契約によるもの				
使用者	富士急モビリティ㈱				
定員(旅客定員)	14 名(12 名)				
排気量	2,700CC		駆動方式	2WD	
車両サイズ	長さ	幅	高さ	車両重量	車両総重量
	538cm	188cm	228cm	2,300kg	3,070kg
導入路線	東部循環、西部循環(平山先回り)、南部循環(向原先回り・平山先回り)、新松田駅⇄山北駅、新松田駅⇄山北駅(岸回り)				
運行開始予定	令和 8 年 4 月 1 日				

【導入車両イメージ】



4. 認定により適用を除外する移動円滑化基準の条項及び内容

- 第 37 条第 2 項第 2 号：乗降口のスロープ
- 第 39 条：車いすスペース
- 第 40 条第 1 項：通路の幅
- 第 40 条第 2 項：通路の手すりの間隔
- 第 41 条：運行情報提供装備

5. スケジュール(予定)

- 令和 8 年 2 月上旬 移動円滑化基準適用除外認定申請
- 令和 8 年 3 月下旬 車両納入
- 令和 8 年 4 月 運行開始

【参考】

1. 令和 8 年度委託料について

- 委託料見積額 23,989,483 円(税込)
※令和 7 年度委託料 26,039,000 円(税込)
- 見積条件
 - ・運行便の見直し(運行系統の見直し、タイヤ改正、減便)
 - ・運行車両の見直し(バス車両 2 台→バス車両 1 台、ワゴン車 2 台)

2. ワゴン車導入(2 台分)に係る初期費用見積額(予定)

- (1) 車両行先表示板 240,000 円
- (2) 車載データ修正 630,000 円
- (3) 車体ラッピング 1,626,000 円
- (4) 時刻表差し替え 18,000 円
- 合計 2,514,000 円(税抜)→2,765,400 円(税込)